



GDPRよりも厳しいとされる新規制に対し、産業界は猛烈な抵抗をみせている

## **WEDGE REPORT**

## 激化する規制当局と業界団体の戦い

# “GDPR超え”の新規制に 大混乱の欧州

EUの一般データ保護規則(GDPR)は個人データ活用時のルールの厳格さが話題となったが、それを凌ぐ新たな規制の法案審議が山場を迎える。欧州が揺れている。

文・木村正人 Masato Kimura

(ePR)」の法案審議が山場を迎えている。しかし、機械同士が人間を介さずに相互に通信するマシンツーマシン(Μ2Μ)やモノのインターネット(ＩＴ)、自動運転技術にも適用される恐れがあるため、業界は上を下への大騒ぎになっている。欧州の最前線から舞台裏を報告する。

日本にあるブリュッセルで、業界団体「デジタルヨーロッパ」のセシリア・ボネフェルド＝ダール事務局長は「デンマーク人らしい單刀直入な物言いでこう切り捨てた。同団体には、製造業のデジタル化を目指すドイツの国家戦略「インダストリー4・0」を牽引するシーメンスや歐州最大級のソフトウェア会社SAPをはじめ、日系企業の日立、富士通、キヤノン、そしてITの巨人アマゾンやグーグルなど約3万6000社が加盟する。

密」を保障する「e.プライバシー規則

違

反すれば巨額の制裁金

R)」が5月に施行されたばかりだと

夕保護規則 (GDP)

員会が提案し、同年10月に歐州議会で

修正案が付されたePRはGDPRとセットで今年5月に施行されるはずだった。制裁金もGDPRと同じで、最大で2000万ユーロ（約26億円）か世界での年間総売上高の4%かの高い方が科される。しかし、技術革新の停滞を恐れる業界の猛烈な抵抗にあって閣僚理事会で審議が紛糾している。

「昨年10月、賛成318票、反対280票の僅差で欧洲議会を通過した。議員19人が反対に回れば同数になる。あくまで個人的な見方だが、個人データ保護全般の原則を定めたGDPRで、ビジネスへの影響からデータ処理の要件が緩和されるなど後退を強いられた欧州委がePRを盾に再びプライバシー保護の戦いをビジネス重視派に挑んできた格好だ」

こう話すのは、来年3月末にEUから出していく英国のダニエル・ダルトン歐州議会議員。同議員はePRには反对票を投じた。所属する英保守党のメイ政権は旗幟を鮮明にしていないが、同党はプライバシー優先の労働党と違ってビジネス重視派で、ePRには慎重な姿勢を示している。同議員は「施行されたばかりのGDPRですらプロツクチーン技術や、レジのない無人

コンビニエンスストア、アマゾン・ゴーに対応できていない。しばらくGDPRの施行状況を見定めてからePRを提案し直すのが最善策」と言う。

### 端末装置からも「同意」を得る？ 収拾がつかなくなつた強力規制

ePRを上回る衝撃を広げるePRとは何なのか。かいづまんで説明しておこう。

「通信の秘密」はEU市民の基本的権利として保障され、通信の内容（コンテンツ）だけでなく、発信者や受信者の名前、住所、通信日時や発信場所といった付随情報（メタデータ）も保護の対象になっている。インターネットの急速な発展に伴い、電子メールだけでなく、メッセンジャー・アプリのスカイプ、ワツツアップやグーグル・ハングアウト、フェイスブック・メッセンジャーが普及。テック企業にも旧来の電気通信事業者と同じように法の網をかけ、利用者のプライバシーやデータを保護し、傍受や盗聴、国家による監視を防ぐのが本来の趣旨だった。

これなら業界も反対のしようがなかつたのだが、欧州委の政策立案者が發

信者と受信者を「生身の人間」にとどまらず「端末装置」に広げたため、收拾がつかなくなってしまった。今どきの端末装置はパソコンやスマートフォン、タブレットに限らない。自動運転車、ガレージ、車のキー、スマート工場のロボットやセンサー、データ収集装置、IoTに使われるチップも人間を介さずに交信している。

さらに、GDPRは正当な利益、公共の利益、重大な利益、法的義務の順守、契約があつた場合には利用者の「同意」を得なくともデータ処理が認められるのに対し、ePRは条件を「同意」一本に絞った。GDPRすでにカバーされているデータに関して、より厳格なePRが適用されることになると現場は大混乱に陥る。

背景にはプライバシー・データの保護を巡る根深い対立がある。業界が巻き返しに成功したGDPRには、「親が子にするようにテック企業がIoT知識に乏しい利用者のためによかれと勝手に介入して支援する「バーナリズム（父権主義）」が潜んでいるが、ePRは利用者の責任と権利を100%認め「利用者主権」のかたちをとる。

GDPDで、同意を求める洪水のように、GDPRで、同意を求める洪水のよ

うな電子メールやポップアップにうんざりさせられたばかりなのに、ePRが施行された暁にはまるで近未来小説のような事態が出来する。

いつたい、どのようにしてヒトではない端末装置から「同意」を取り付けられるのか。駐車場や車には所有者がいるものの、人工知能（AI）がヒトに代わって「同意」を与えることを想定しているとでも言うのだろうか。

1990年からインターネット法務を手掛け、昨年10月にePRの影響評価報告書をまとめたベルリンのニコ・ヘルティング弁護士を訪ねた。ヘルTING氏はブリュッセルの人脈も豊富で、ePRを作成したEU官僚の顔を思い浮かべることもできるほどだ。同氏はこう解説する。

「身近な例から考えると、スパムメールを自動的に迷惑メールに振り分けるためには差出人の同意がいる」「米オハイオ州には全長35マイルの自動運転道路沿いのセンサーは自動運転車にWi-Fiを使って交通情報や道路事情、事故や天候のデータを送信してくれるが、交信にはドライバーのほかセンサーの同意がいる」「フィットネスのウ

エアラブル端末から送られてくる心拍数やカロリー消費量、歩数、GPSのデータをどう扱うのか。個人データかそうでないかの二元論では割り切れない生データが大量に生産される」

日進月歩の最先端テクノロジーに疎いEU官僚が作成した規則案が一人歩きを始める大変なことになる。当初、

メツセンジャーアプリ事業者のクッキー（利用者の端末に保存される情報）アイルで、ウェブサイトの閲覧履歴を追跡・分析できる）を使ったターゲット広告を念頭に置いていたePRは「クッキー法」と呼ばれていたが、それでは済まなくなつた。

ソフトウェア開発業者が参加する業界団体「デベロッパーズ・アライアンス」は、ePRが施行されると欧州全体で年間最大5519億ユーロの売り上げ減、利益も最大で580億ユーロ減少すると予測する。

### ▼ プライバシーとビジネスの対立 ePRを巡る議論は白紙に？

EUの中でも、ナチスのゲシュタポ、旧東独時代のシュタージという秘密警察の悪夢を一度も経験したドイツは基本的権利に極めて敏感だ。EU加盟28



「DIGITALEUROPE」のボネフェルド=ダール氏  
MASATO KIMURA

の作り話、嘘がばらまかれた。ePRは通信データを自分たちの手に取り戻すのとデジタル時代の通信の秘密を保障するのが目的だ。監視技術を駆使したターゲット広告に言及しているだけで、商業目的でトラッキングされないことを選択するチャンスを消費者に与えるものだ」

ジョバンニ・ブツタレリ（歐州データ保護監督官）は議会でのヒアリングで反応を示す。このため、欧州議会のバランスはどうしてもプライバシー保護に傾く。これに対抗して業界団体は議長国オーストリアや英国、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランドのビジネス重視派に働きかけ、閣僚理事会を通じ各区政府にePRの不確実性と影響の大きさを訴えている。

今回は、インダストリー4.0を進めめるドイツ政府内の意見がキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）の間で割れたことも審議にブレーキをかけたようだ。

ePRを主導するビアギット・ジッペル（欧州議會議員、ドイツ）は多忙を理由に筆者の取材を断つたが、議会演説でこう反論している。

「業界団体の口ぶりリストによつて多く

の競争力を不当に強化するものだ。なぜなら匿名化されたデータを売ることもできるからだ」

ePRは業界に絶好のブレーンストーミングの機会を与えたのは間違いない。ドイツのSAPは20年以上勤めた元関係者は「製造業には圧倒的な強さ

を誇るドイツだが、データ保護を強化しつつインダストリー4.0を実現するには米国の技術が欠かせない」と本邦のブライバシーとデータ保護は完結しない」と強調する一方、データ仕分けと保護レベルにバラツキが出る難しさ、ePRの用語の定義、管理者によるデータ処理などの課題を指摘した。NECヨーロッパのラルス・ブリュックナー（EU公共政策事務所長）から「8月29日に、電機電子、自動車など日系企業80社以上でつくるJBCCEもePRに関する要望書を発表した」と言つて3枚のペーパーを手渡された。そこにはこんな危惧も書かれている。

「コネクテッドカーのデータを保有するA社からB社にデータを送信した場合、電気通信事業者は通信データを匿名化すれば保存できることになつてい

るが、A社やB社に比べ、他社からも

データを収集できる電気通信事業者の

競争力を不当に強化するものだ。なぜ

なら匿名化されたデータを売ることもできるからだ」

ePRは業界に絶好のブレーンスト

ーミングの機会を与えたのは間違いない。ドイツのSAPは20年以上勤めた元関係者は「製造業には圧倒的な強さ

を誇るドイツだが、データ保護を強化しつつインダストリー4.0を実現するには米国の技術が欠かせない」と本邦のブライバシーとデータ保護は完結しない」と強調する一方、データ仕分けと保護レベルにバラツキが出る難しさ、ePRの用語の定義、管理者によるデータ処理などの課題を指摘した。NECヨーロッパのラルス・ブリュックナー（EU公共政策事務所長）から「8月29日に、電機電子、自動車など日系企業80社以上でつくるJBCCEもePRに関する要望書を発表した」と言つて3枚のペーパーを手渡された。そこにはこんな危惧も書かれている。

「コネクテッドカーのデータを保有するA社からB社にデータを送信した場合、電気通信事業者は通信データを匿

きもら・まさと 在ロンドン国際ジャーナリスト。元産経新聞ロンドン支局長。米コロンビア大学東アジア研究所客員研究員、慶應義塾大学法科大学院非常勤講師などを歴任。2012年独立。近著に『欧州絶望の現場を歩く（ウェッジ）』。

W